

**第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務プロポーザル実施要領**  
**(企画提案実施公告)**

第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務について、公募型プロポーザル方式により次のとおり企画提案を募集する。

令和5年12月12日

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会  
会長 大野 元裕

**1 委託業務の概要**

- (1) 業務名 第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務
- (2) 業務内容 別添「第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 委託金額の上限額 2,359,500円(消費税及び地方消費税を含む)

**2 スケジュール**

項目	日程
募集要領の公表・配布	令和5年12月12日(火)
プロポーザルに関する質問の提出期限	令和5年12月13日(水)午後1時
プロポーザルに関する質問への回答期限	令和5年12月15日(金)午後5時
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和5年12月18日(月)午後5時
プロポーザル参加資格要件の確認の通知	令和5年12月20日(水)午後5時
企画提案書の提出期限	令和5年12月25日(月)午後5時
企画提案書審査会(プレゼンテーション方式)	令和6年1月9日(火)午後(予定) (対象者に別途通知)
審査結果の通知・公表	令和6年1月中旬(予定)
業務委託契約の締結	令和6年1月下旬(予定)

**3 参加資格**

参加申込書及び企画提案書(以下「参加申込書等」という。)を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 過去10年以内に今回と同種のイベントを企画・運営する業務を複数回受注した経験があり、適切に履行した実績があること。

\*同種のイベントとは、ショッピングモールなど不特定多数の来場者を対象とした

会場で行うセレモニー及び各種イベントをいう。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。
- (4) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止期間中である者でないこと。
- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

#### 4 実施要領及び仕様書の配布

実施要領及び仕様書については、第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）ホームページからダウンロードし入手すること。なお、事務局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/shokujusai/boshu/ichinenmaekinenevent.html>

#### 5 プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式 5）を提出すること。

- (1) 提出期間  
令和 5 年 12 月 13 日（水）午後 1 時まで（必着）
- (2) 提出先  
第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局（埼玉県農林部全国植樹祭推進課内）  
TEL：048-830-4306 E-mail：a4306-01@pref.saitama.lg.jp
- (3) 提出方法  
電子メールで提出し、送信した旨を電話にて連絡すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答方法  
質問書に対する回答は、令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 5 時までに、事務局ホームページ上にて回答する。
- (5) 注意事項

会場となる施設の利用・設備等に関する質問については、直接会場に行わずに、上記の「プロポーザルに関する質問」により行うものとする。

## 6 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）1部
- ② 誓約書（様式2）1部
- ③ 会社概要（様式3）1部
- ④ 過去の同種または類似業務の経歴（様式6）  
\*直近のものから10業務以内で記載すること。

### (2) 提出期限

令和5年12月18日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（衛生会館3階）  
第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局（埼玉県農林部全国植樹祭推進課内）  
TEL：048-830-4306 FAX：048-830-4771 E-mail：a4306-01@pref.saitama.lg.jp

### (4) 提出方法

郵送または持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、配達記録が残る書留等とする。持参による場合は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時の間とする。

### (5) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

## 7 参加資格要件の確認

### (1) 資格要件の確認方法

上記3に示す参加資格について、参加申込書の書類により、参加者として資格要件を満たすかどうかを確認する。

### (2) 確認の通知等

上記(1)の確認結果により、参加申込者に対して参加の可否を令和5年12月20日（水）までに通知する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類（各8部）

- ① 企画提案書（任意様式）

② 主任担当者等の経歴等（様式7）

③ 業務実施スケジュール（様式8）

④ 見積書（任意様式）

（2）提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

本委託業務の仕様書に基づき提案する内容を記載すること。なお、以下は必ず記載すること。

ア 会場レイアウト案

イ 啓発イベントの提案

ウ 体験・販売コーナー等の出展者の提案

エ セレモニーの運営方法や手配する司会者等の提案

オ トークイベントの提案

カ 広報・PR方法の提案

キ 業務実施体制

業務の推進にあたり、組織体制と人員配置の提案

② 主任担当者等の経歴等（様式7）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。

③ 業務実施スケジュール（様式8）

企画提案書の内容を実施した場合のスケジュール、作業工程等を記載すること。

④ 見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。

様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。

なお、消費税および地方消費税10%として計上し、見積書に記載すること。

○ 記載全般に関する留意事項

ア 文字サイズは12ポイント以上とする。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、折り込みとする。

（3）提出期限

令和5年12月25日（月）午後5時まで（必着）

（4）提出先

上記6の（3）と同様

（5）提出方法

郵送または持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、配達記録が残る書留等とする。持参の場合は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時の間とする。

## 9 企画提案書の審査

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを実施し審査する。

なお、提案者が多数の場合、書面による事前審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合がある。

### (1) 日時・場所

令和6年1月9日（火）午後（予定）

さいたま市内（県庁周辺）

\*プレゼンテーション実施対象者に別途電子メールで通知する。

### (2) 出席者

配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。

なお、プレゼンテーションは主任担当者または総括責任者が行うこと。

### (3) 実施方法

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答を10分程度行う。

### (4) その他

プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

## 10 審査及び選定方法

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価採点し、その点数を合計して順位を付け、最も高い合計点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

## 11 審査基準

### (1) 配点

事項ごとに次のとおり配点し、合計100点満点で採点する。

#### ① 企画提案に関する事項（70点）

ア 提案内容（20点）

イ 集客効果（20点）

ウ 広報・PR方法（20点）

エ 事業の独創性（10点）

#### ② 業務遂行能力に関する事項（20点）

ア 業務実施体制（5点）

イ 業務経験（10点）

ウ 業務遂行計画（5点）

#### ③ 価格に関する事項（10点）

所要経費の積算金額の透明性・経済性

## 12 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。(1月中旬予定)
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。

## 13 契約の締結

上記 10 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行った上で契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。協議が不調のときは、上記 10 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

## 14 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合または審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記 3 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後においては、原則記載内容の変更を認めない。  
また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者および総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局の了解を得なければならない。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会に帰属し、無償で当該実行委員会に譲渡するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルで収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

## 15 問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局（埼玉県農林部全国植樹祭推進課内）

TEL：048-830-4306 FAX：048-830-4771 E-mail：a4306-01@pref.saitama.lg.jp

担当：浅海、岡田

(様式1)

令和 年 月 日

第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務

プロポーザル参加申込書

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会

会長 大野 元裕 宛

(申請者) 住 所

会社名

代表者

第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務プロポーザルへの参加について、下記の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 誓約書(様式2) 1部
- 2 会社概要(様式3) 1部
- 3 過去の同種または類似業務の経歴(様式6)

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

(様式2)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会

会長 大野 元裕 宛

住 所

会社名

代表者

第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務プロポーザル実施要領  
3に掲げる参加資格を有することを誓約します。



(様式3)

## 会 社 概 要

(令和 年 月 日現在)

項 目	内 容
会 社 名 称	
代 表 者 氏 名	
本 社 所 在 地	
電 話 番 号	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
従 業 員 数	
業 務 内 容	
支 社 ・ 営 業 所	
会 社 の 沿 革	

(様式4)

令和 年 月 日

第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務

プロポーザル参加辞退届

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会

会長 大野 元裕 宛

(申請者)

住 所

会社名

代表者

第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務プロポーザルへの参加を  
申し込みましたが、都合により辞退します。

(様式5)

令和 年 月 日

第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会 行き

会 社 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 \_\_\_\_\_  
( 担 当 者 ) ( \_\_\_\_\_ )  
電 話 \_\_\_\_\_  
ファクシミリ \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_

### 質 問 書

- 1 第75回全国植樹祭1年前記念イベント企画業務プロポーザルについて、  
次のとおり質問します。

※ 送付した場合は、必ず電話にて着信の確認をしてください。

(様式6)

### 過去の同種又は類似業務の経歴

業務名 (会場地)	発注者	業務内容	規模	実施年度	業務実施のうえで 工夫した事項等

注1 業務ごとに記載してください。

注2 直近のものから順に、10以内で記載してください。

注3 「規模」欄には、参加人数など、イベントの規模の概略が把握できるよう記載してください。

(様式7)

## 主任担当者等の経歴等

(1) 氏名		(2) 生年月日	
(3) 所属・役職			
(4) 保有資格			
(5) 手持ち業務の状況 ( 年 月 日現在)			
業務名	発注機関	履行期間	(契約金額合計 万円)
(6) 従事分野の経歴 (直近の順に記入)			
①	年 月	～	年 月 ( 年 ヶ月)
②	年 月	～	年 月 ( 年 ヶ月)
③	年 月	～	年 月 ( 年 ヶ月)
(7) その他の経歴 (業務表彰、その他)			

注1 資格を証明できる書類を添付してください。

(様式8)

## 業務実施スケジュール

### 1 スケジュール概要

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to provide a summary of the project schedule.

### 2 工程計画

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to detail the project's process plan.

※レイアウトなどは自由に変更、追加していただいて結構です。

## 第 75 回全国植樹祭 1 年前記念イベント企画業務委託仕様書

### 1 業務名

第 75 回全国植樹祭 1 年前記念イベント企画業務

### 2 業務の目的

多くの県民の方々に第 75 回全国植樹祭（以下、「全国植樹祭」という。）を身近に感じてもらふこと、森林・みどりの大切さ及び森林資源の循環利用の理解促進につながることを目的に実施する 1 年前記念イベントの企画作成等を行う。

### 3 業務委託期間

委託契約日から令和 6 年 3 月 2 9 日（金）

### 4 業務内容

「2 業務の目的」及び別紙「開催会場概要」の内容を踏まえ、集客・情報発信の観点で以下の項目ごとに効果的な企画を提案し、以下の業務を実施すること。

#### （1）企画作成

##### ① 会場レイアウト

来場者が会場全体をスムーズに回遊できるような会場レイアウトやイベント構成を企画すること。

##### ② 啓発イベント

森林やみどりに親しみ、その役割等を学べる企画を行うこと。

##### ③ 体験・販売コーナー等の出展者の手配

体験・販売コーナー等の出展者を手配すること。

※出展者の決定に当たっては、第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）と協議すること。

##### ④ セレモニー

事務局が提示するセレモニー内容を基に、運営方法を企画すること。

##### ⑤ トークイベント

集客力のあるタレント等によるトークイベントを企画すること。

##### ⑥ セレモニーの司会及びトークイベントの出演者の手配

セレモニーの司会及びトークイベントの出演者を手配すること。

#### （2）広報・PR

会場の来場者をイベント会場に誘導する広報・PRを企画すること。

- (3) 概要書・運営マニュアル・進行台本・出展者要綱（案）の作成  
記念イベント全体の運営マニュアル及びセレモニー・トークイベントの進行台本の素案を作成すること。

## 5 留意事項

- (1) 記念イベント開催の運営に関しては、令和6年4月に別途業務委託を行う。
- (2) 記念イベント開催に係る運営経費等（会場使用料及び備品使用料は含まない）は850万円程度とする。
- (3) 備品については、持込を基本とする。また、セレモニー内で行う大会テーマソング発表用に会場後方にもクリアに聞こえるレベルの音響機材を手配すること。
- (4) イベント企画及び広報においては、木の広場にある大型モニターを活用して、映像を盛り込むこと。
- (5) 体験・販売コーナー等の1出展者当たりスペースは2間×1.5間を標準とする。
- (6) 事務局で所有するPRグッズ（マスコットキャラクターの着ぐるみ、のぼり旗等）は無償で使用可。
- (7) 会場に来場される子ども達や家族連れに楽しめる企画内容とする。
- (8) 会場以外での広報活動（事前を含む）は事務局が行う。
- (9) 事務局が展示PRや体験コーナーの出展者を打診する場合がある。
- (10) 本業務の実施に当たっては、発注者と随時協議の上、実施すること。
- (11) 作成する企画については、協議により追加、修正、削除することがあること。
- (12) 可能な限り経費節減に努めるとともに、限られた予算の中で最大限の効果が期待される計画とすること。
- (13) 省エネ・省資源やごみの削減、グリーン購入など、可能な限りSDGsに配慮した企画とすること。
- (14) 本業務により知り得た取得した秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (15) 本業務により取得した個人情報、発注者に無断で第三者に提供することはできないこと。
- (16) 本業務の実施に当たっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。
- (17) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。
- (18) 企画に係る素材及び成果品についての物権及び著作権は、正当な手続により使用又は借用した第三者のものを除き発注者に帰属すること。



## 開催会場概要

### 1 開催日時

令和6年6月15日（土） 10:00～16:00

※設営：前日終日。ただし大型什器や音が出るような設営は営業時間外で行うこと。

営業時間中の設営はベルトパーテーション等で作業場所は囲ってお客さまの安全を確保すること。

### 2 会場

イオンレイクタウン mori（越谷市レイクタウン3丁目1番地1）

<https://www.aeon-laketown.jp/mori/>

イベント会場は、以下のイベントスペースとする。

- ・木の広場（1F）
- ・水の広場（1F）
- ・花の広場（1F）
- ・噴水広場（屋外）

\*会場図面は別添のとおり

[https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info\\_saiji/](https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info_saiji/)

### 3 内容（予定）

#### （1）セレモニー

- ① 代表者挨拶
- ② 記念植樹
- ③ 大会テーマソング発表
- ④ 木製地球儀リレー出発式
- ⑤ その他

#### （2）トークイベント

#### （3）啓発イベント

#### （4）体験・販売コーナー

### 4 備考

（1）イベント会場のモニター・ステージ及び備え付け備品は使用可。

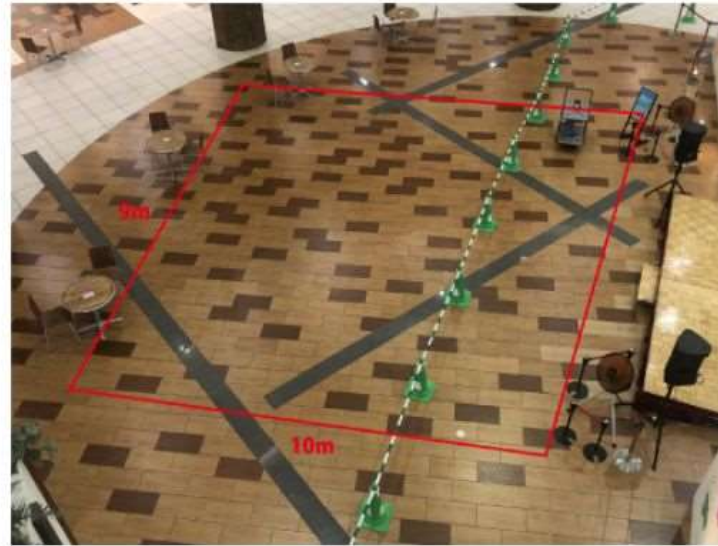
（2）イベント会場での音量は75デシベル以下とする（ドラムや打楽器は使用不可）。

# イオンレイクタウンmori

## 1F



### 1F 木の広場



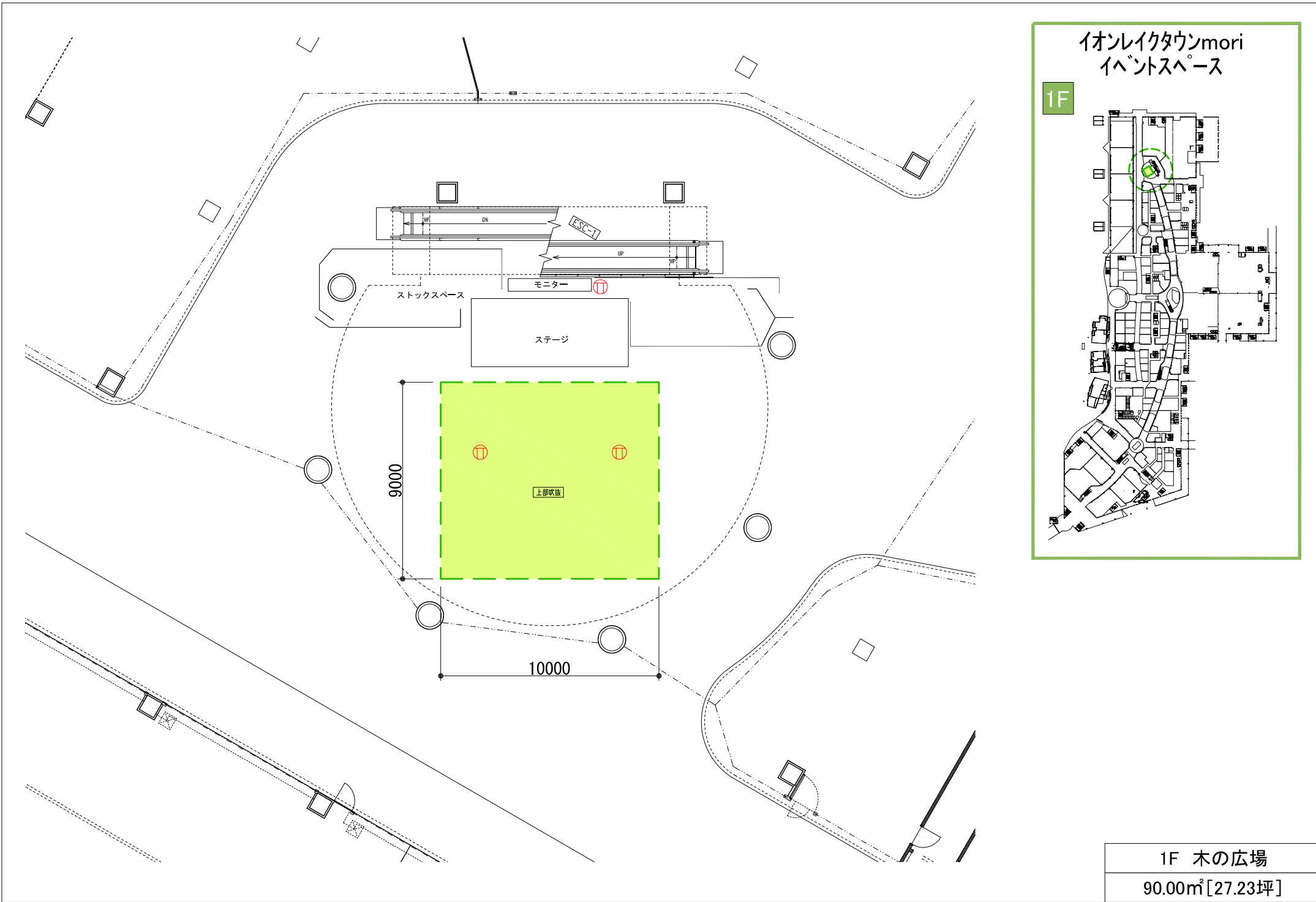
木の広場では音楽ライブ、キャラクターショー、展示会などの集客イベントやスポーツイベント、ワークショップなど体験イベントが実施されております。

面積	27.23坪(90m <sup>2</sup> )
使用料	平日 200,000円(税抜)/日 土日祝 400,000円(税抜)/日
図面	 イベントスペース図面

特徴	スペースのサイズ	大スペース
	屋内/屋外	屋内
	電源	有(100V)

イオンレイクタウンホームページ参照

[https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info\\_saiji/](https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info_saiji/)



# イオンレイクタウンmori

## 1F



### 1F 水の広場



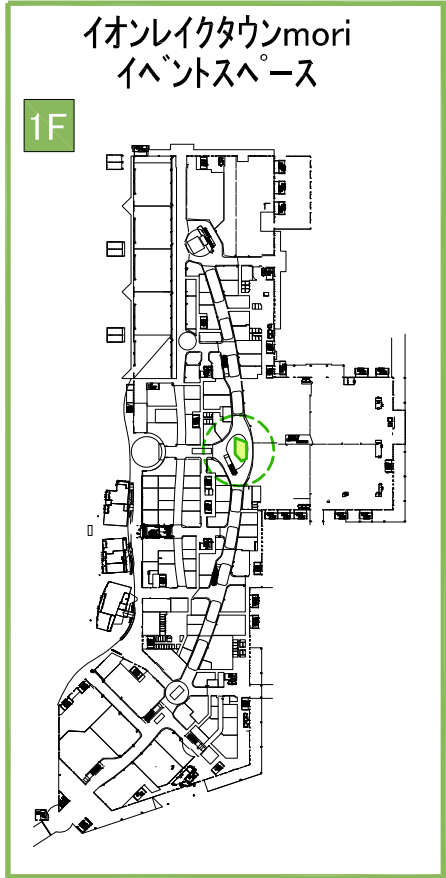
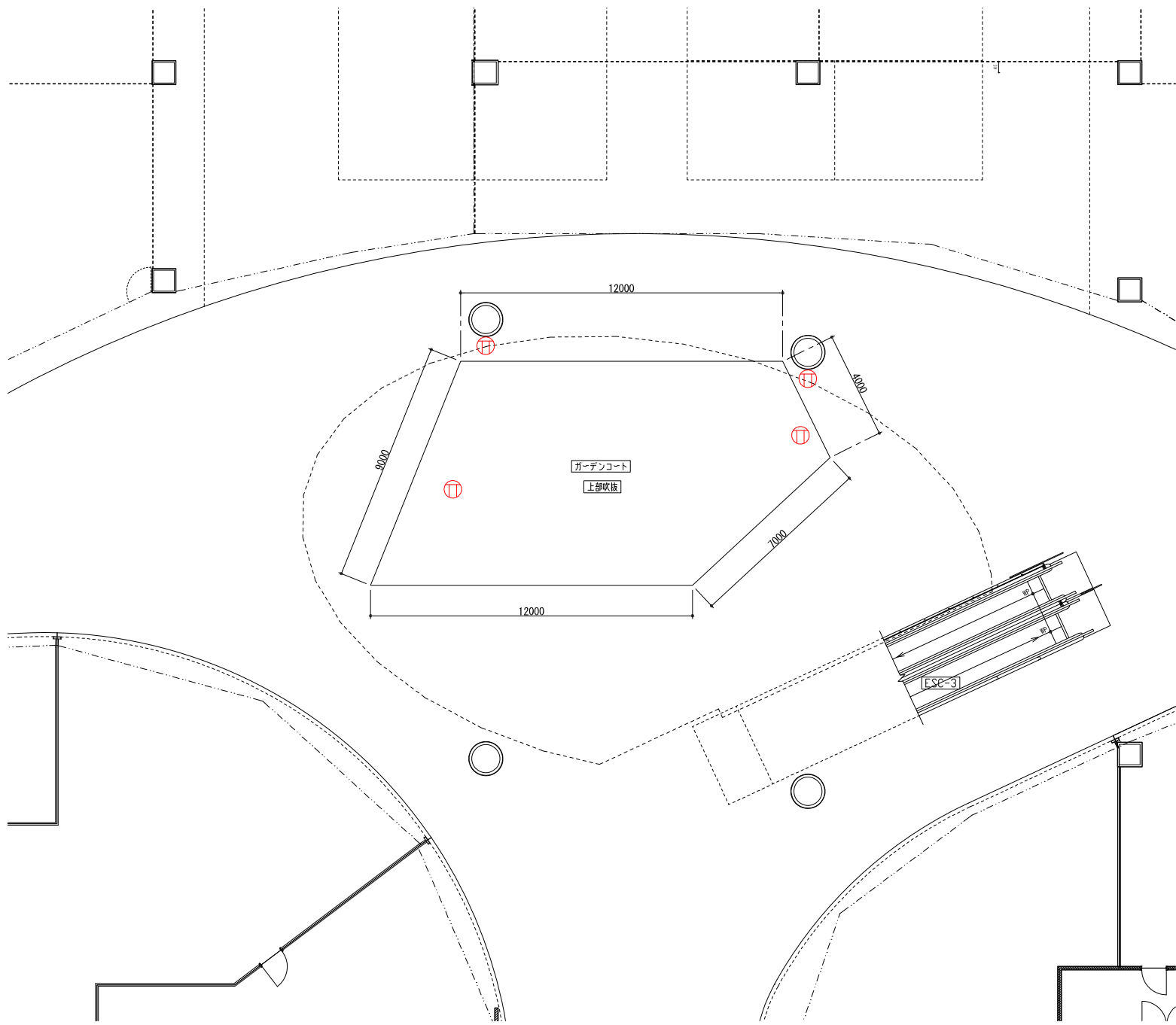
館内では3大イベントスペースの1つ。各国フェア及び食物販をメインとした大型催事を実施しております。  
社会行事に合わせた催事（母の日フラワーマーケット等）や、新商品PRイベント(携帯電話・化粧品フェア等)に向けております。

面積	34.37坪(113.63m <sup>2</sup> )
使用料	平日 400,000円(税抜)/日 土日祝 600,000円(税抜)/日
図面	 イベントスペース図面

特徴	スペースのサイズ	大スペース
	屋内/屋外	屋内
	電源	有(100V)

イオンレイクタウンホームページ参照

[https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info\\_saiji/](https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info_saiji/)



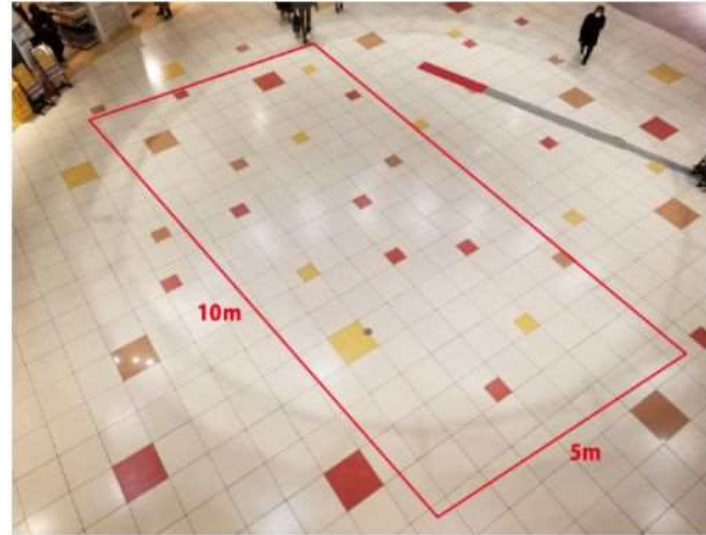
1F 水の広場  
113.63㎡ [34.37坪]

# イオンレイクタウンmori

## 1F



### 1F 花の広場

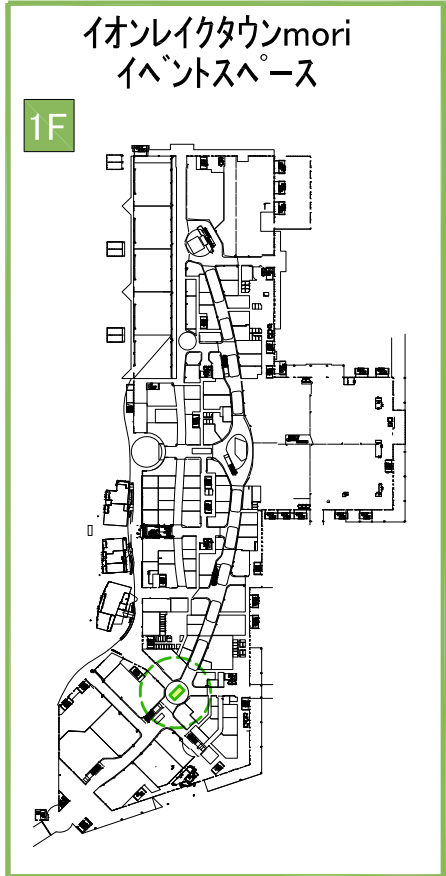
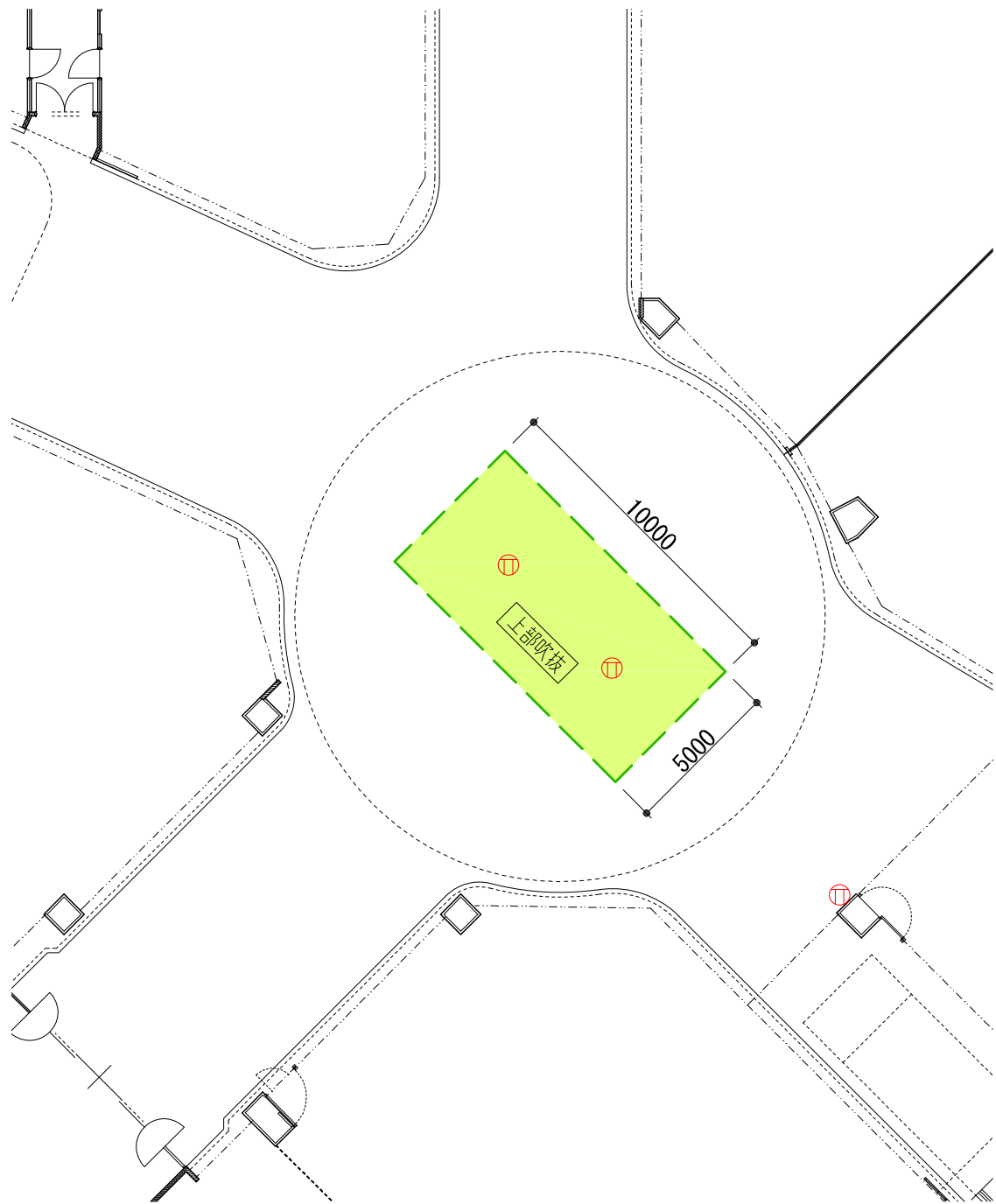


花の広場では、ピアノ展示販売等の大型商品の展示が可能です。またバレンタインや水着販売、クリスマス等のシーズンイベントは大型物販催事として最適な広場となります。

面積	15.13坪(50m <sup>2</sup> )	特徴	スペースのサイズ	中スペース
使用料	平日 350,000円(税抜)/日 土日祝 500,000円(税抜)/日		屋内/屋外	屋内
図面	 イベントスペース図面		電源	有(100V)

イオンレイクタウンホームページ参照

[https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info\\_saiji/](https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info_saiji/)



1F 花の広場
50.00㎡ [15.13坪]

# イオンレイクタウンmori

# 噴水広場

## 1F



イオンレイクタウンホームページ参照

[https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info\\_saiji/](https://www.aeon-laketown.jp/mori/info/info_saiji/)



第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 第 75 回全国植樹祭 1 年前記念イベント企画業務
- 2 履 行 場 所 委託者が指定する場所
- 3 履 行 期 間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- 4 委 託 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契 約 保 証 金

上記の委託業務について、委託者第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会と受託者〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 5 年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目 1 5 番 1 号  
委託者 第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会

会 長 大 野 元 裕 ⑩

住 所  
受託者

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

## 別添

### (総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

3 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (監督員)

第4条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

### (業務責任者)

第5条 乙は、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

### (業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

### (契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

### (履行期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めるときは、履行期間を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(検査)

第10条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第13条 この契約に関し、乙(共同企業体の場合にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額(この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」と

いう。) に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（甲の催告によらない契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

(3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第16条 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わな

ければならない。

3 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第19条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第20条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。